

お知らせ

自治会事務所の時間短縮について

新型コロナウイルスの感染症患者の爆発的拡大が続く中、亀岡市内や能勢町においても感染者が確認され、緊急事態宣言に準じた対策・対応の要請を受けています。

こうした状況から、集団感染リスクが高いとされる「三つの密」に該当する公民館及び健康ふれあいセンターの使用において、既に制限措置を講じております。

4月20日（月）からは、自治会事務所においても、午前中のみに対応として、午後は、原則として閉じることとさせていただきますので、ご理解をお願いします。

この措置は、5月6日（水）までとしますが、今後の感染拡大の状況によっては、期間を延長することもあります。

（畑野町自治会）